



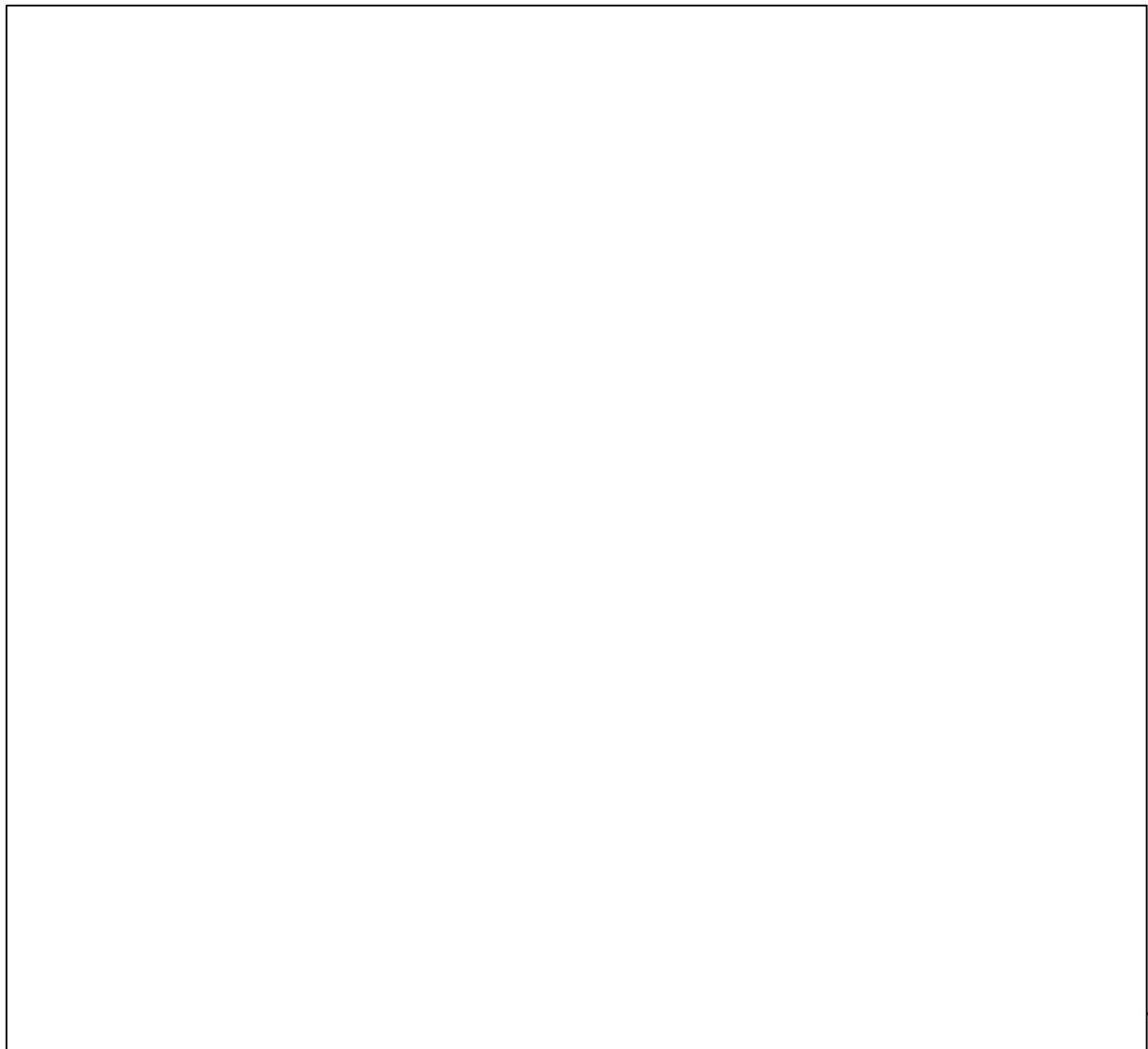
豊島区
高齢者福祉計画
・
第9期 介護保険
事業計画

令和6-8年度(2024-2026年度)

案

令和6年(2024年)3月

計画策定にあたって



令和6年3月

豊島区長

高野 伸之

目次

第1章 計画の基本的な考え方

01 計画策定の背景	004
02 計画の位置づけ	004
03 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針	006
04 計画の目標	007
05 計画の点検・評価	007

第2章 高齢者の状況

01 豊島区の高齢者の状況	010
02 アンケート調査結果の概要	020
03 日常生活圏域	032

第3章 地域包括ケアシステムの推進

01 第8期計画の振り返り	048
02 2040年の将来像と地域包括ケアシステムの姿	054
03 第9期計画の施策体系	057
施策1 介護予防・健康づくりの推進	058
施策2 生活支援の充実	064
施策3 高齢者総合相談センターの機能強化	070
施策4 自分らしく安心して暮らせる地域づくり	074
施策5 在宅医療・介護連携の推進	080
施策6 高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）	084
施策7 介護人材の確保およびサービスの質の向上	088
施策8 介護給付適正化の取組（介護給付適正化計画）	092

第4章 介護保険事業の現状と今後の見込み

01 第8期計画の実績	096
02 第9期計画の見込み	104
03 第9期計画の介護保険料	112
04 低所得者への負担軽減等の取組	117
05 介護保険事業の円滑な運営に向けて	118

資料編

計画策定の過程	122
---------------	-----

第1章 計画の基本的な考え方

01 計画策定の背景	004
02 計画の位置づけ	004
03 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針	006
04 計画の目標	007
05 計画の点検・評価	007

01 | 計画策定の背景

介護保険制度は、加齢により介護等が必要になっても高齢者が尊厳を保持し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、社会全体で高齢者の介護を支えることを目的として、平成12（2000）年4月に始まりました。

制度開始時は約5,000人だった本区における要介護認定者数（第1号被保険者に限る）は、令和4年度末には11,628人となりました。

高齢者の年齢区分では前期高齢者（65歳以上75歳未満）が減少している一方で、後期高齢者（75歳以上）は増加しており、高齢者人口の構造変化が続いています。

年齢が上がるにつれ、要介護認定を受ける割合は高くなる傾向があることから、地域全体で高齢者を支える体制づくりがさらに重要となります。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、介護保険法の改正や本区の特性等を踏まえて、介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくために、その方向性を明示します。

02 | 計画の位置づけ

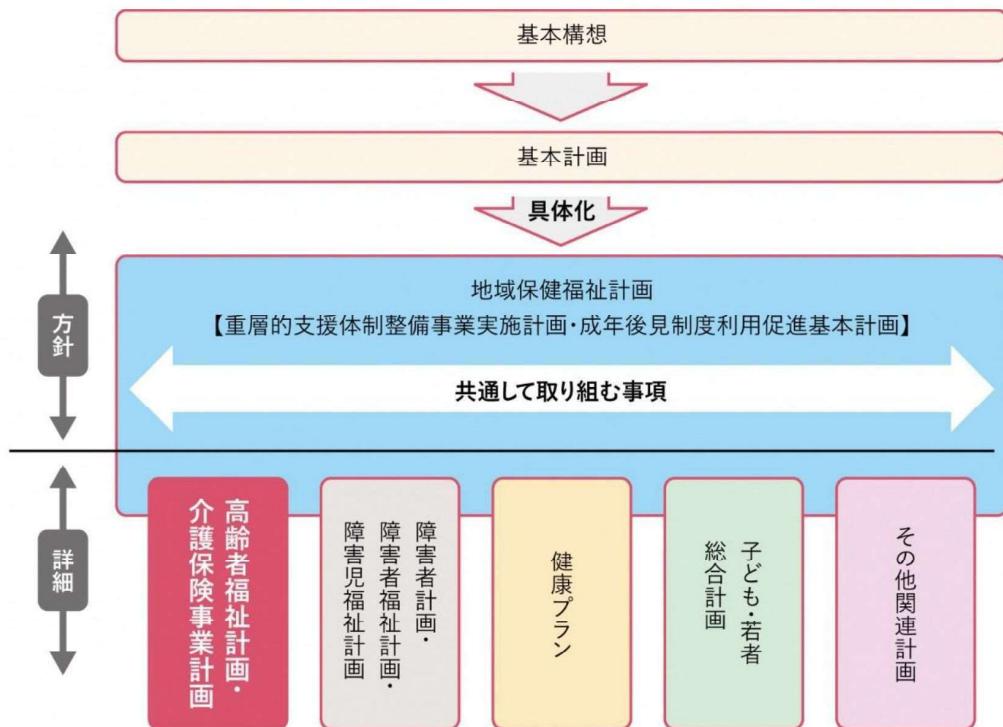
（1）法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき、両計画を一体的に策定するものです。

（2）豊島区基本計画や豊島区地域保健福祉計画等との関係

本計画は『豊島区基本計画』を具体化した、地域保健福祉施策の総合計画である『豊島区地域保健福祉計画』における、高齢者福祉分野の目標と施策を示すものです。

【基本計画、関連計画との関係】



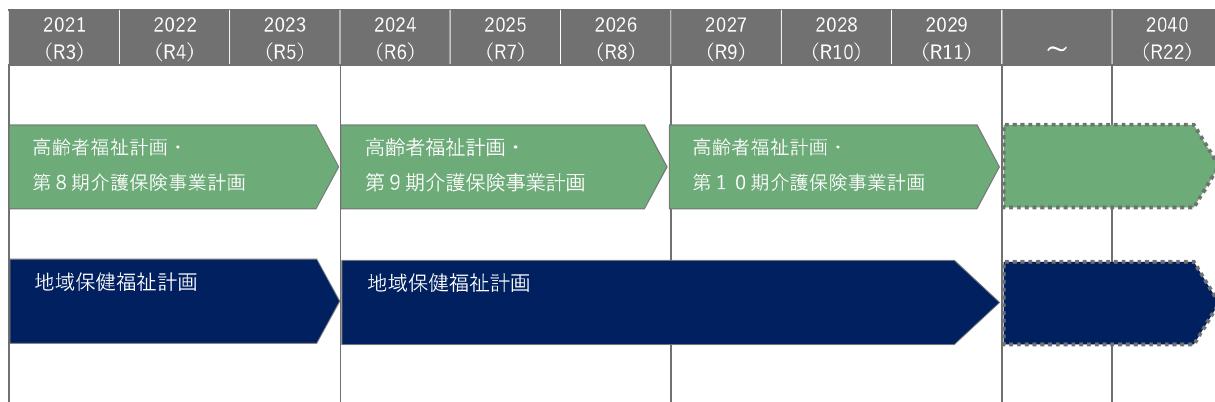
関連計画の根拠となる法令

計画名	法令上の名称	根拠規定
地域保健福祉計画	地域福祉計画	社会福祉法第107条
	重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第106条の5
	成年後見制度利用促進計画	成年後見の利用の促進に関する法律第14条
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉計画	老人福祉法第20条の8
	介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者計画	障害者基本法第11条
	障害福祉計画	障害者総合支援法第88条
	障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康プラン	健康増進計画	健康増進法第8条
	自殺対策計画	自殺対策基本法第13条
	食育推進計画	食育基本法第18条
	歯と口腔の健康づくり推進計画	豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例第8条
子ども・若者総合計画	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条
	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条
	子どもの権利推進計画	豊島区子どもの権利に関する条例第30条

(3) 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

3年間の見通しを示すとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、中長期的に人口や介護サービス需要の予測、施策等について明示します。



03 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針

区民等の参画と協働を基本とした『豊島区基本構想』に掲げる将来像の実現に向け、その具体化を図る『豊島区基本計画』と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域とともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、

健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

04 | 計画の目標

人口密度や一人暮らし高齢者の割合が非常に高い等の本区の特性を踏まえて、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、構築することを目標とします。

『豊島区基本計画』では、SDGs推進、デジタルの活用によるDX推進、参画と協働の3つの視点により、すべての施策をバージョンアップさせることで、区民が「住みたい・住み続けたい・訪れたい」と思える持続発展するまちを目指すことを掲げています。

これらの視点も踏まえて地域包括ケアシステムを推進することで、本区の地域保健福祉施策の推進、そして目指す都市像の実現に寄与していきます。

※地域包括ケアシステムの詳細は、第3章に掲載

05 | 計画の点検・評価

本計画は、半年ごとに進捗管理を行っています。

第8期計画に引き続き、国が示す「介護保険事業（支援）計画の進捗管理のための手引き」を参考に、半年ごとに施策の進捗管理・評価を実施し、次年度以降の推進につなげていきます。

さらに、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、要介護認定や介護サービス実績等について、国・東京都・近隣自治体との地域間比較等による分析も行います。

これらの進捗管理については、「豊島区介護保険事業計画推進会議」（※1）にて報告、審議するとともに、区ホームページにて公表いたします。

また、保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金（※2）において、国が区市町村の取組を評価するために定める指標についても、進捗管理の一助として活用していきます。

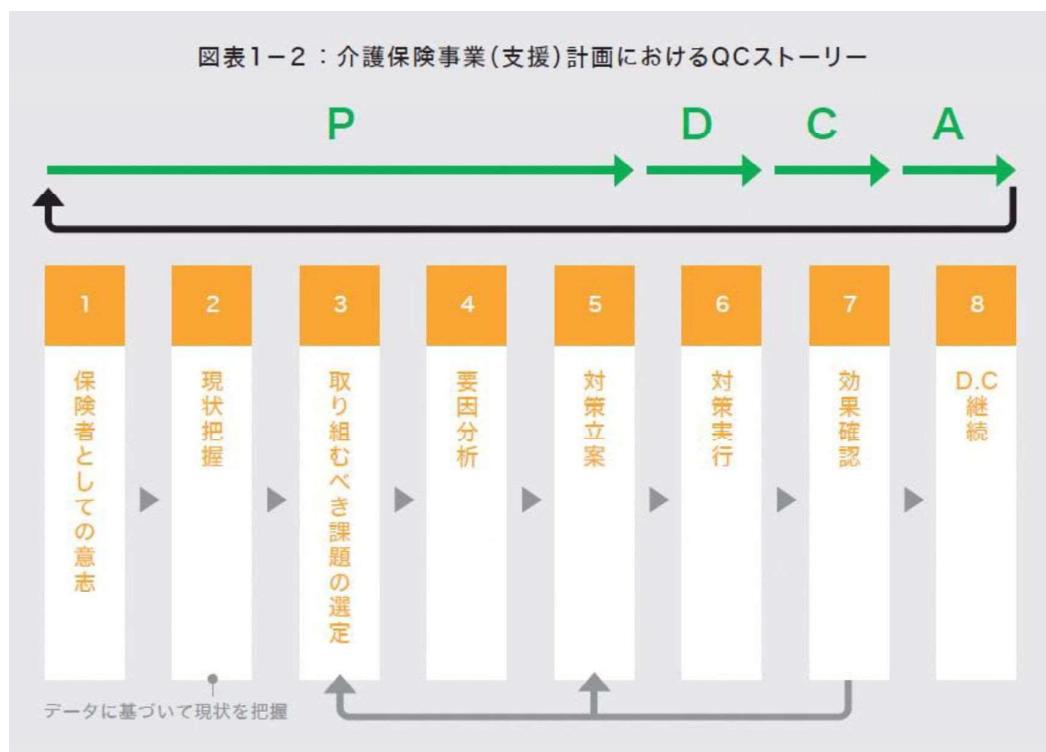
今後も高齢者の自立支援や重度化防止等に係る取組を推進し、保険者機能の強化を図っていきます。

※1 豊島区介護保険事業計画推進会議

豊島区介護保険事業計画推進会議は、介護保険事業の円滑な運営や、高齢者福祉施策の推進を図るために設置している。介護保険事業計画および高齢者福祉計画に関することや、介護サービスの円滑な提供に関するここと等を審議事項とする。（詳細は資料編に掲載）

※2 保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金

保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、区市町村および都道府県が行う各取組の評価を行い、その結果に応じて交付金を交付する仕組みである。



厚生労働省「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」より
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653_00001.html

第2章 高齢者の状況

01 豊島区の高齢者の状況	010
02 アンケート調査結果の概要	020
03 日常生活圏域	032

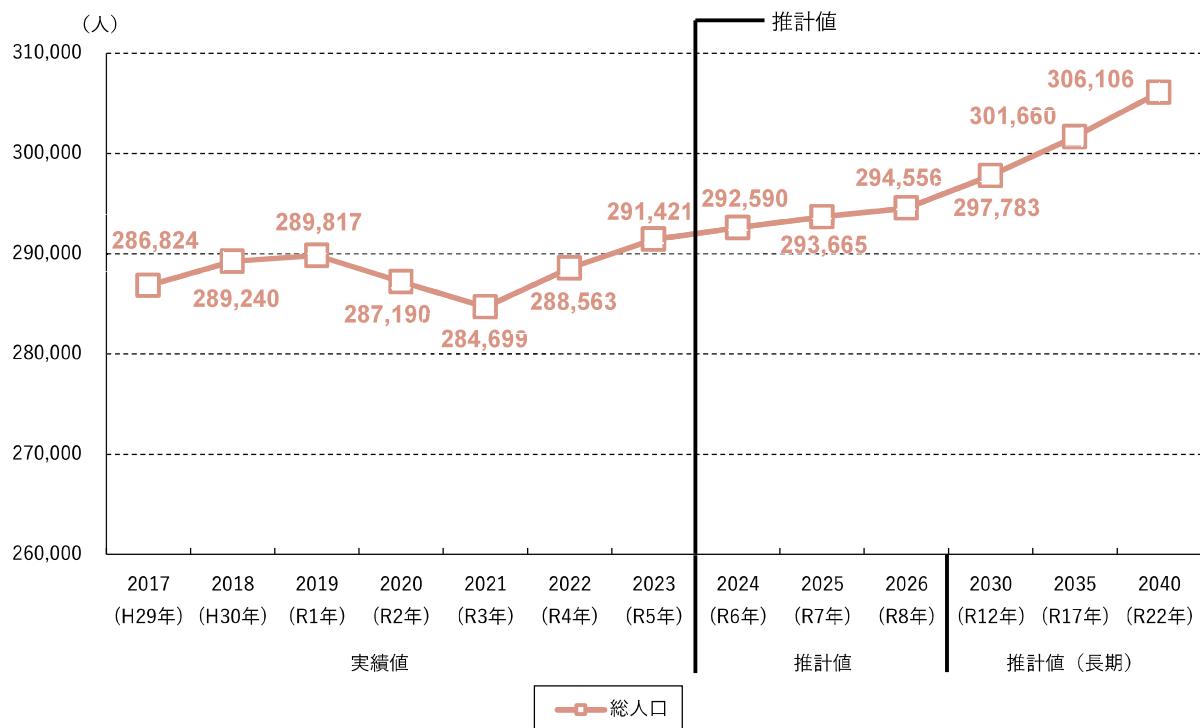
01 豊島区の高齢者の状況

（1）総人口

本区の総人口は、令和5年10月1日時点で291,421人となっています。

今後は緩やかに増加すると見込んでおり、令和12（2030）年の総人口は約298,000人、令和22（2040）年には約306,000人まで増加すると見込んでいます。

【豊島区の総人口】



（出典）住民基本台帳人口（各年10月1日）

※推計値は独自推計値を使用。基準年（令和5年10月1日現在）の男女別・年齢階級別人口に、年齢階級別変化率（生残率及び純移動率）を乗算（コーホート要因法）。

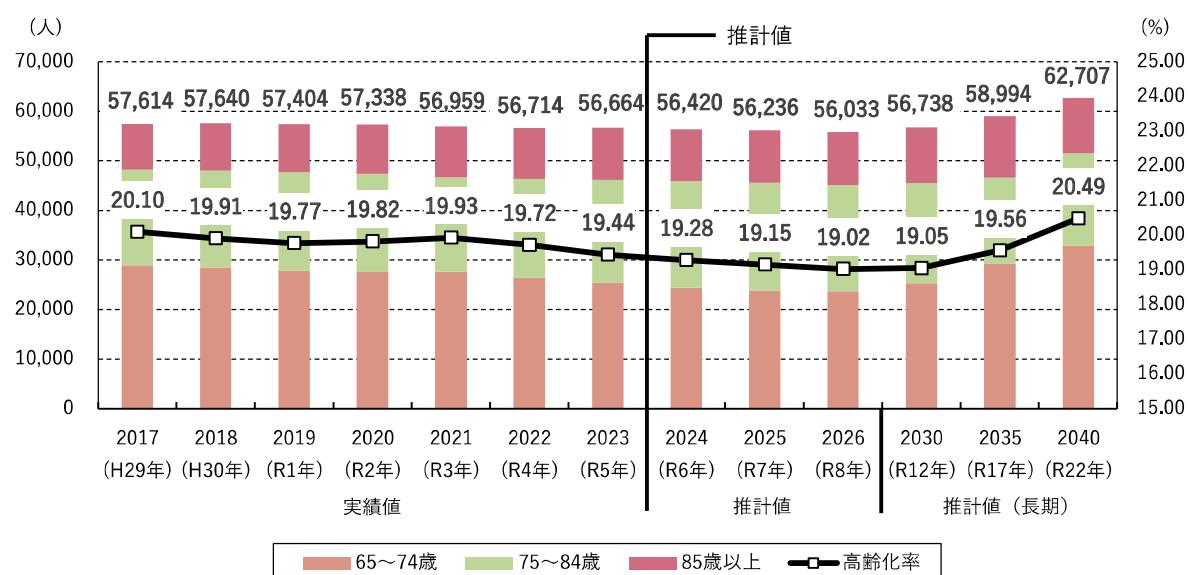
(2) 高齢者人口

本区の高齢者人口は、令和元（2019）年から微減し、令和5年10月1日時点で 56,664人となっています。

総人口に占める割合（高齢化率）は、19.44%となっています。

高齢者人口は令和8（2026）年頃まで緩やかに減少し、その後、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和22（2040）年に向けて増加していくと見込んでいます。

【豊島区の高齢者人口】



	実績値							推計値			推計値（長期）		
	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)
65～74歳	28,865	28,487	27,821	27,656	27,577	26,346	25,427	24,386	23,819	23,652	25,354	29,278	32,850
75～84歳	19,385	19,612	19,890	19,692	19,128	20,014	20,707	21,488	21,785	21,503	20,158	17,389	18,660
85歳以上	9,364	9,541	9,693	9,990	10,254	10,354	10,530	10,546	10,632	10,878	11,226	12,327	11,197
高齢者数	57,614	57,640	57,404	57,338	56,959	56,714	56,664	56,420	56,236	56,033	56,738	58,994	62,707
高齢化率 (%)	20.10	19.91	19.77	19.82	19.93	19.72	19.44	19.28	19.15	19.02	19.05	19.56	20.49

（出典）住民基本台帳人口（各年10月1日）

※推計値は独自推計値を使用。基準年（令和5年10月1日現在）の男女別・年齢階級別人口に、年齢階級別変化率（生残率及び純移動率）を乗算（コードホート要因法）。

(3) 一人暮らし高齢者

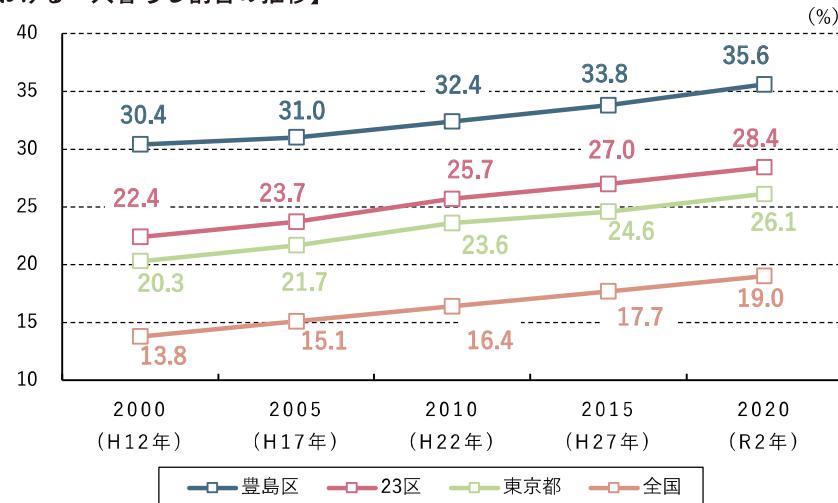
本区の一人暮らし高齢者の割合は、令和2（2020）年時点で35.6%となっており、東京都平均の26.1%よりも高く、全国平均19.0%の約1.9倍にあたります。

また、居住形態では、民営借家に住む一人暮らし高齢者の割合は39.6%となっており、特別区平均の28.4%よりも11.2ポイント高くなっています。

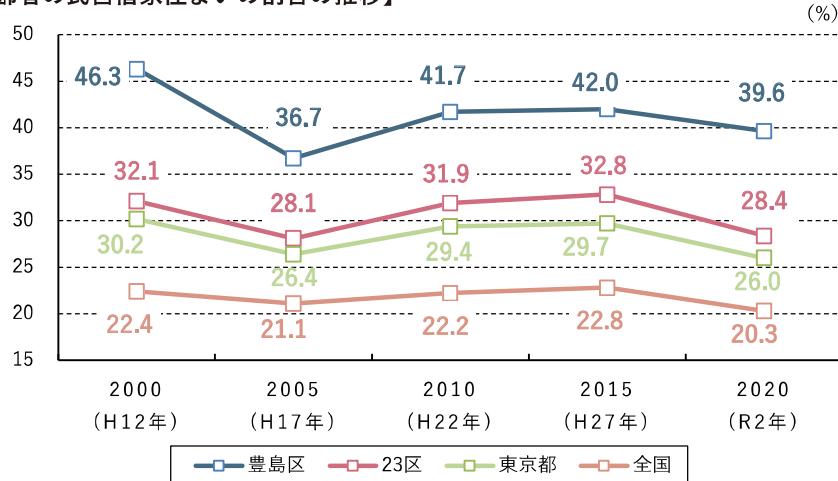
【一人暮らし高齢者割合および借家割合】

	高齢者人口(人)	一人暮らし高齢者数(人)	民営借家住まい 一人暮らし高齢者数(人)	一人暮らし高齢者/ 高齢者人口(%)	民営借家住まい/ 一人暮らし高齢者(%)
豊島区	58,539	20,837	8,256	35.6	39.6
特別区	2,028,506	576,552	163,603	28.4	28.4
東京都	3,107,822	811,408	210,990	26.1	26.0
全国	35,335,805	6,716,806	1,365,049	19.0	20.3

【高齢者人口における一人暮らし割合の推移】



【一人暮らし高齢者の民営借家住まいの割合の推移】



（出典）総務省「国勢調査」（令和2年10月1日）

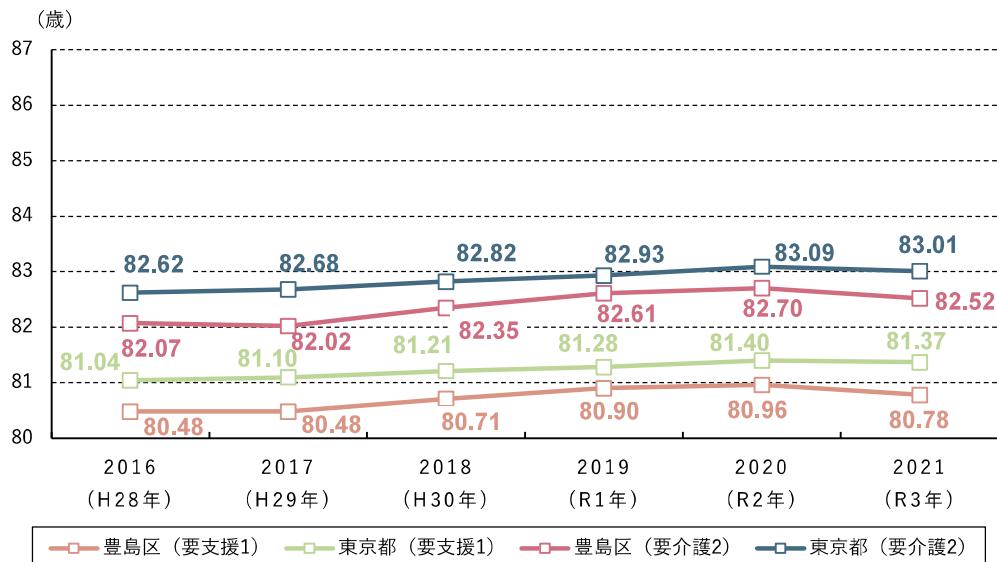
(4) 健康寿命

本区の健康寿命は、要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、令和3年時点で、男性は80.78歳、女性は82.79歳です。

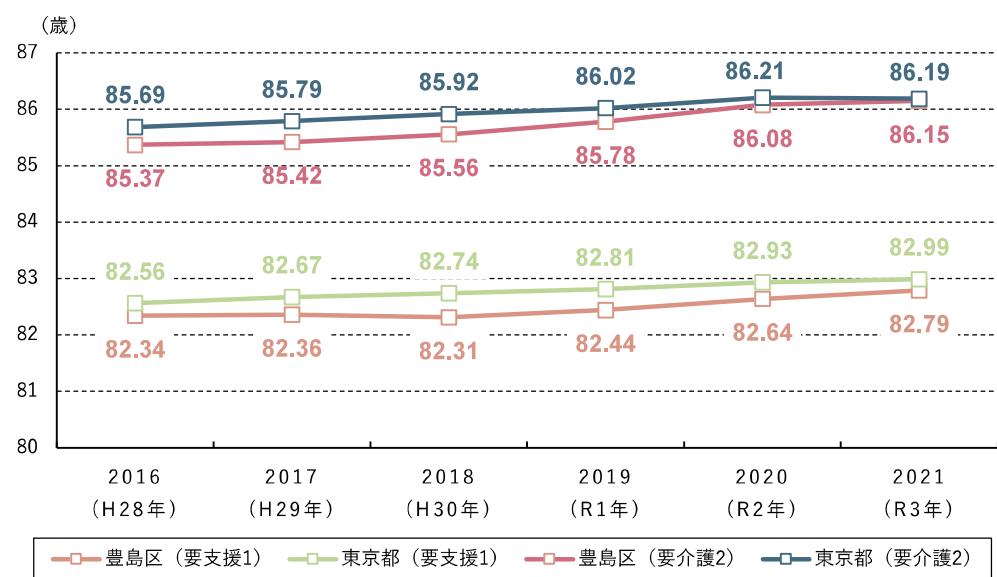
また、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、男性は82.52歳、女性は86.15歳です。

経年で比較をすると、令和2（2020）年までは男女ともに延びていますが、令和3年は男性が縮んでいます。また、男女ともに東京都平均を下回っています。

【男性健康寿命】



【女性健康寿命】



（出典）東京都保健医療局「65歳健康寿命」

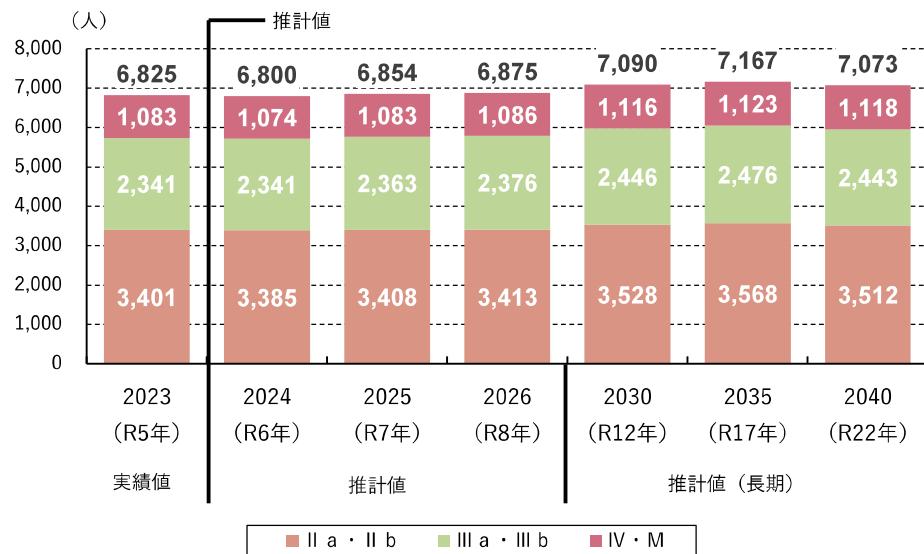
※65歳健康寿命とは、65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの

(5) 認知症高齢者

要介護認定を受けた人の認定調査時の日常生活自立度（※）のうち、II a 以上を認知症高齢者とすると、本区の認知症高齢者は、令和5年4月1日時点で6,825人です。

認知症高齢者は今後も緩やかに増加していくと見込んでいます。令和17（2035）年頃から減少に転じ、令和22（2040）年には約7,080人となる見込みです。

【認知症高齢者数の実績と推計】



	実績値 2023 (R5)	推計値			推計値（長期）		
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)
II a + II b	3,401	3,385	3,408	3,413	3,528	3,568	3,512
III a + III b	2,341	2,341	2,363	2,376	2,446	2,476	2,443
IV + M	1,083	1,074	1,083	1,086	1,116	1,123	1,118
計	6,825	6,800	6,854	6,875	7,090	7,167	7,073

※日常生活自立度の判定基準は以下のとおり

自立：認知症の症状はない。

I：何らかの認知症の症状を有するが日常生活は家庭内および社会的には自立している。

II：日常生活に支障がある症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

II a：上記症状が家庭外で見られる。 II b：上記症状が家庭内で見られる。

III：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

III a：日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 III b：夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。

IV：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

M：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

（出典）認定者データ（令和5年4月1日）

※推計値は独自推計値を使用。基準年の男女別・年齢階級別人口に占める認知症高齢者の割合を、将来推計人口の年齢階級別人口に乗じていています。

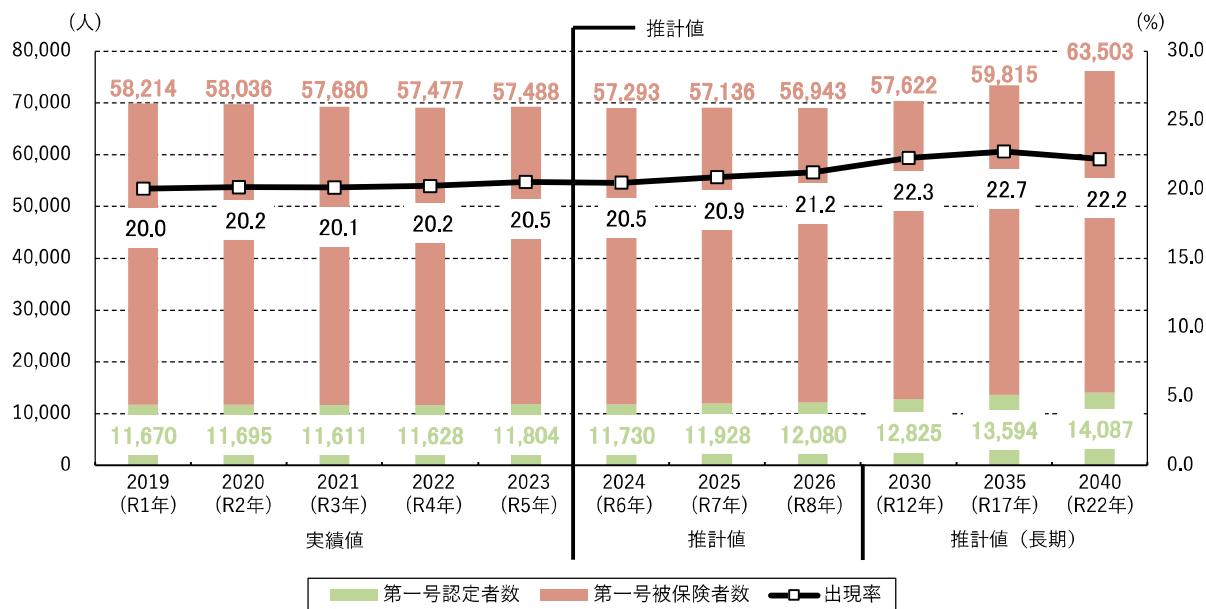
(6) 第1号被保険者数と要介護認定者数の推移

本区の第1号被保険者数（※）は減少傾向にあり、令和5年9月末時点では57,488人となっています。

第1号被保険者数は令和8（2026）年頃までは微減し、その後は増加していくと見込んでいます。

また、第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合（以下「出現率」）は約20%で、今後は緩やかに増加していくと見込んでいます。令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳に到達し、第1号被保険者数の増加を見込む一方で、要介護認定者数は後期高齢者の割合が高いことから、出現率の低下を見込んでいます。

【第1号被保険者数と第1号認定者数の推移】（※）



年度	第1号被保険者数(人)	第1号認定者数(人)	出現率(%)	第2号認定者数(人)	認定者数合計(人)
2000 (H12年)	44,625	5,149	11.5	175	5,324
2019 (R1年)	58,214	11,670	20.0	203	11,873
2020 (R2年)	58,036	11,695	20.2	195	11,890
2021 (R3年)	57,680	11,611	20.1	193	11,804
2022 (R4年)	57,477	11,628	20.2	225	11,853
2023 (R5年)	57,488	11,804	20.5	235	12,039
2024 (R6年)	57,293	11,730	20.5	246	11,976
2025 (R7年)	57,136	11,928	20.9	250	12,178
2026 (R8年)	56,943	12,080	21.2	252	12,332
2030 (R12年)	57,622	12,825	22.3	255	13,080
2035 (R17年)	59,815	13,594	22.7	248	13,842
2040 (R22年)	63,503	14,087	22.2	238	14,325

※ 第1号被保険者：介護保険の被保険者のうち65歳以上の人

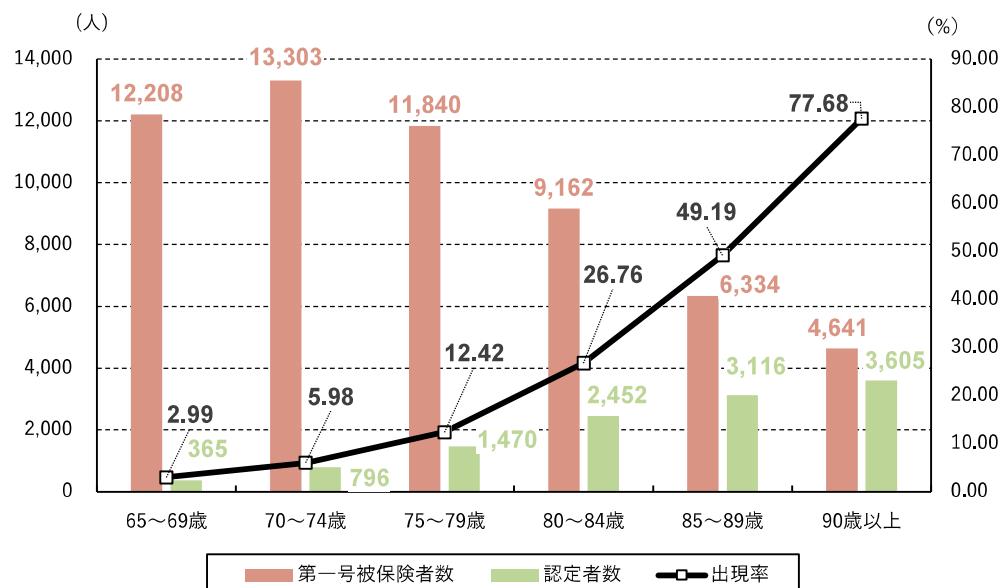
第1号認定者：第1号被保険者のうち要介護認定を受けている人。なお、第2号認定者は、第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）のうち特定疾病により要介護認定を受けている人。

（出典）各年度事業状況報告3月報（令和5年は9月報）

(7) 年齢別要介護認定者の出現率の変化

要介護・要支援認定者について、5歳ごとの年齢区分で見ると、年齢が上がるにつれて、出現率が高くなっています。

【年齢別の要介護・要支援認定者の出現率】



(出典) 事業状況報告令和5年9月報

令和2(2020)年9月と令和5年9月の要介護1~5の出現率について、5歳ごとの年齢区分で比較すると、各年齢区分において大きな変化はありませんでした。

【要介護1~5の出現率の経年比較】



(出典) 事業状況報告令和2年9月報、令和5年9月報

(8) 「見える化」システムを活用した分析

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムは、全国・都道府県・区市町村の比較により、本区の特徴把握や要因分析を行うことができる分析ツールです。

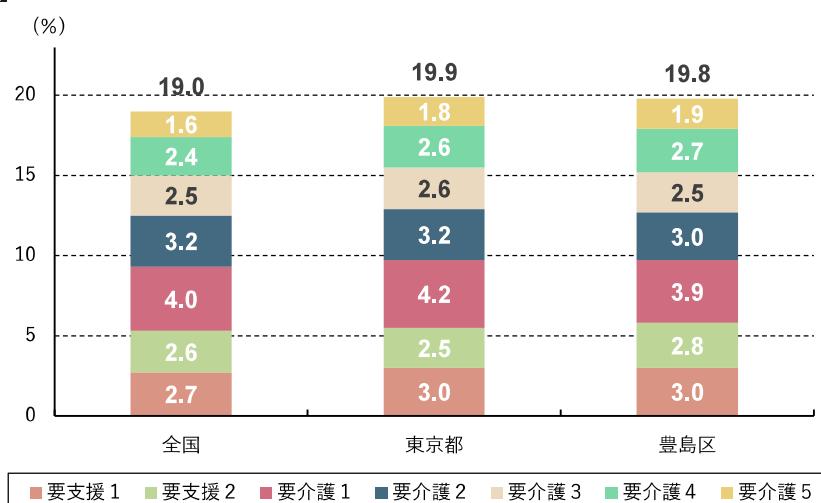
本区では、介護保険事業実績報告（『としまの介護保険』）において、本システムを活用して要介護認定者数や在宅サービスと施設サービスのバランス等、地域間の比較や経年変化の現状分析を行い、結果を公表しています。

|要介護認定率の比較、要因分析|

本区の調整済み認定率（※）は、令和4年は19.8%となっており、全国より高く、概ね東京都平均となっています。介護度別では、要支援1・2の軽度認定率が高い傾向にあり、要介護3～5の重度認定率は概ね東京都平均となっています。

一人暮らし高齢者が多いことや、介護保険制度の周知が進み、早い段階から介護認定を受ける方が増加していることが要因として考えられます。

【調整済み認定率】



※調整済み認定率とは、第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均やある地域の一時点と同様になるように、性・年齢調整を行った指標。性・年齢調整を行うことにより、第1号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較しやすくなる。

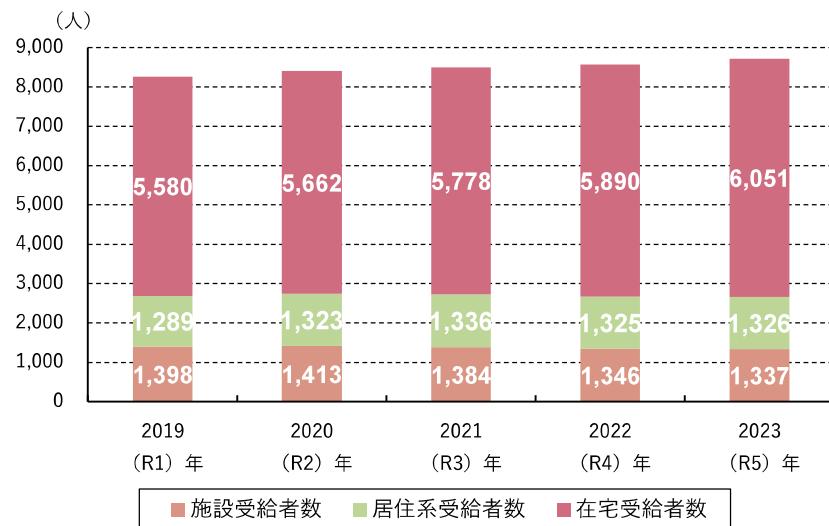
（出典）地域包括システム「見える化」システム指標B5a
事業状況報告令和4年報（令和5年11月15日取得）

|施設・居住系・在宅受給者数の推移|

サービス種別ごとの受給者数の推移について、施設受給者数は減少傾向、居住系受給者数は横ばい、在宅受給者数は増加傾向となっています。

在宅受給者数の増加については、地域包括ケアシステムの定着により、在宅医療や在宅介護を希望する人が増加していることが要因として考えられます。

【施設・居住系・在宅受給者数】

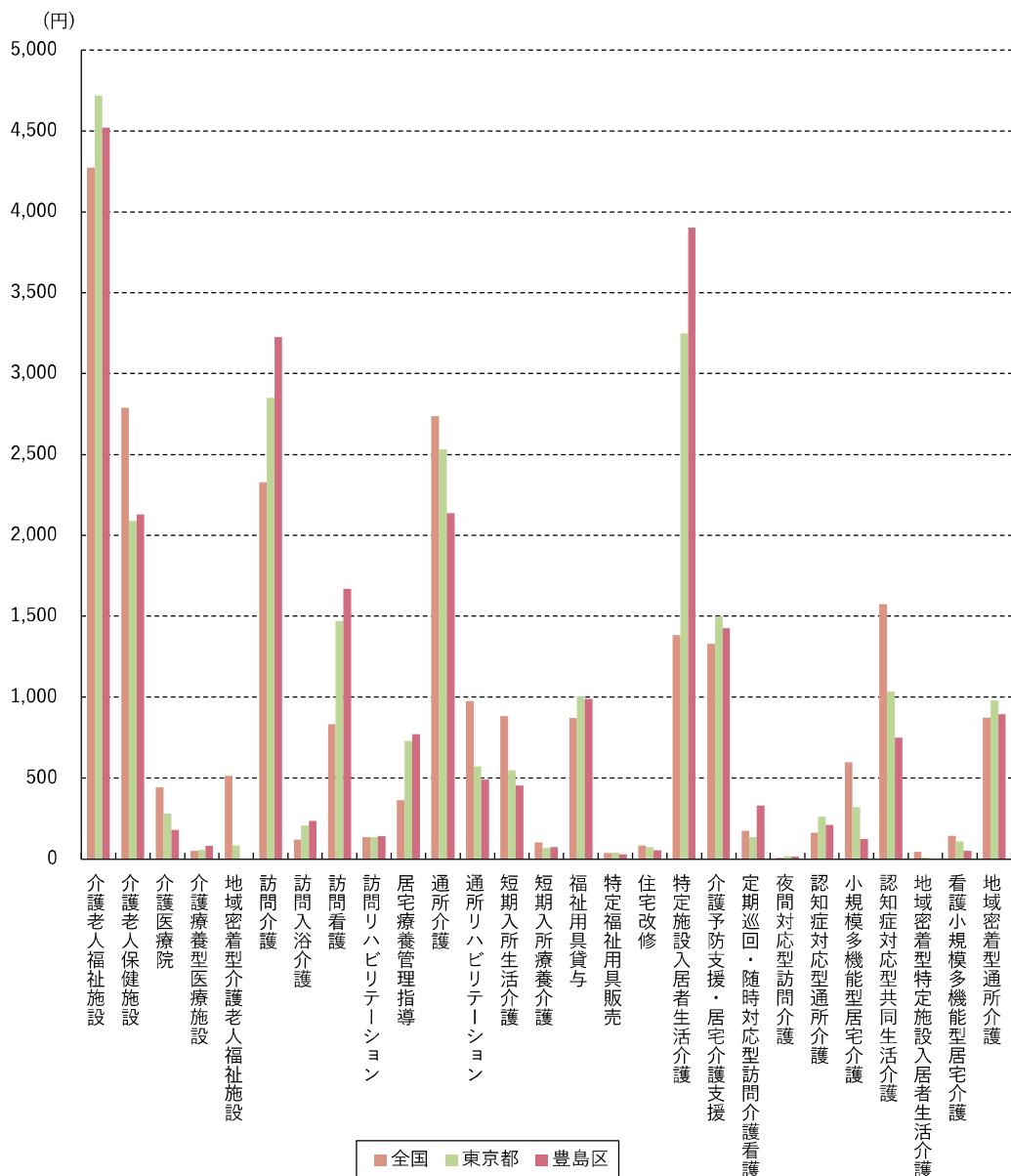


(出典) 地域包括システム「見える化」システム指標D1
各年事業状況報告3月報（令和5年11月15日取得）

|第1号被保険者1人あたりの給付月額|

第1号被保険者1人あたりの給付月額（※）について、サービス種別ごとに全国、東京都と比較したところ、特に訪問介護、特定施設入居者生活介護が高く、介護老人保健施設、通所介護、認知症対応型共同生活介護が低くなっています。

【第1号被保険者1人あたりの給付月額（サービス種別）】



※第1号被保険者1人あたり給付月額は、各給付費月額の総額を第1号被保険者数で除した数

(出典) 地域包括システム「見える化」システム指標D13
事業状況報告令和4年報（令和5年11月15日取得）